

オストケア訪問看護しろいし

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社オストジャパングループが開設するオストケア訪問看護しろいし（以下「事業所」という）が行う指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という）は事業所の看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能に維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療保険各法（指定訪問看護）及び介護保険法の趣旨に従って支援することを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 事業所の看護師等は、効果的なサービスを提供するために自己研鑽を行い、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な看護の提供をする。
- 3 事故防止の徹底や個人情報の保護に関する法律を遵守し、利用者との信頼関係を 持てるようとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域に根ざした活動を展開するために、関係市町村や 地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 オストケア訪問看護しろいし
- 2 所在地 札幌市白石区平和通1丁目南2番3号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤・訪問看護師、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の看護師兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 2 看護師等 看護師 6名（常勤・管理者・訪問看護師・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の看護師兼務 1名、常勤・訪問看護師・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の看護師兼務 5名、非常勤・訪問看護師・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の看護師兼務 0名）

看護師等は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護、報告書を作成し、利用者又はその家族に対し適切な指導・説明を行う。

看護師等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供に当る。

4

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|-------------------------|
| 1 営業日 | 月曜日～金曜日（12月30日～1月3日を除く） |
| 2 営業時間 | 午前8時45分～午後5時45分 |
| 3 サービス提供時間 | 24時間 |

(サービスの内容)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 療養上の世話
- 4 家族の支援
　　家族への療養上の指導・相談
- 5 緊急時、隨時の訪問
　　緊急の連絡に迅速に対応し、適切な相談及び助言や隨時訪問を行う
- 6 医師の指示による医療処置
- 7 関係市町村など行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、訪問看護事業所との連携

(利用料等)

第7条 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護・指定介護予防訪問看護が法定受領サービスであるときは、その1割の額とする。

なお、健康保険の場合は、診療報酬の額による。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。
 - ① 運営の事業実施地域の範囲内・・・無料
 - ② 運営の事業実施地域以外・・・・20円／1キロメートル毎
　　（通常の実施地域を越えた地点から算出）
- 3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、札幌市白石区、豊平区、厚別区とする。

(衛生管理及び感染症予防等)

第9条 従業者は訪問する際、安全にサービスを提供するために、清潔の保持及び健康状態の管理を行い、感染症予防対策として事業所の備品等を使用し衛生管理に努めるものとする。

(緊急時における対応方法)

第10条 看護師等は、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護を提供中に、利用者の心身の状況に急変や緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な処置を行う。

2 前項について、看護職員は、必要に応じて臨時の応急処置を行い、処置をした場合は、速やかに主治医に報告する。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、サービス提供にあたり利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 二 利用者及びその家族からの苦情に対する処理体制の整備
 - 三 その他の虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者または養護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市区町村に通報する。

(身体的拘束等の適正化の推進に関する事項)

第12条 事業所は、サービス提供にあたり、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

- 一 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 二 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならない。
 - (1) 事業所における、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における、身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービス提供を継続的に実施する事を目的として、早期に業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定する。そのため、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 一 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

二 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント防止に関する事項)

第 14 条 事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組むものとする。

一 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しないものとする。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- (4) 従業員の就業環境が害される時間的拘束行為

二 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討する。

三 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施する。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努める。

四 ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、及び利用契約の解約等の措置を講ずる。

(その他運営に関する重要事項)

第 15 条 事業所は、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体勢を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月後
 - (2) 繼続研修 1 年 3 回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社オストジャパングループと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

改定 平成 29 年 11 月 1 日

改定 平成 30 年 1 月 1 日

改定 平成 30 年 3 月 7 日

改定 平成 30 年 3 月 16 日

改定 平成 30 年 4 月 1 日

改定 平成 30 年 5 月 1 日
改定 平成 30 年 7 月 31 日
改定 平成 30 年 8 月 31 日
改定 平成 30 年 10 月 31 日
改定 平成 30 年 12 月 1 日
改定 平成 31 年 1 月 1 日
改定 平成 31 年 4 月 1 日
改定 令和元年 6 月 1 日
改定 令和元年 10 月 17 日
改定 令和 3 年 2 月 22 日
改定 令和 3 年 3 月 1 日
改定 令和 3 年 4 月 1 日
改定 令和 3 年 5 月 1 日
改定 令和 3 年 6 月 6 日
改定 令和 3 年 6 月 15 日
改訂 令和 3 年 9 月 1 日
改訂 令和 3 年 12 月 23 日
改定 令和 4 年 8 月 9 日
改定 令和 4 年 10 月 16 日
改定 令和 5 年 6 月 12 日
改定 令和 6 年 4 月 1 日
改定 令和 7 年 1 月 11 日